

電話再診による処方せん発行の終了について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、臨時的な措置として電話再診による処方せんの発行を実施していましたが、厚生労働省の通達により、特例措置は令和 5 年 7 月 31 日（月）をもって終了となります。

それに伴い、**当センターでの電話再診による処方せんの発行は、令和 5 年 7 月 31 日（月）をもって終了とさせていただきます。**

令和 5 年 8 月 1 日（火）以降の処方せん発行については、従来どおり対面診察のみとさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。